道路・公園・環境パトロール等業務委託（東地区）
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、道路・公園・環境パトロール等業務委託（東地区）に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1　業務概要

(1)　業務名

道路・公園・環境パトロール等業務委託（東地区）

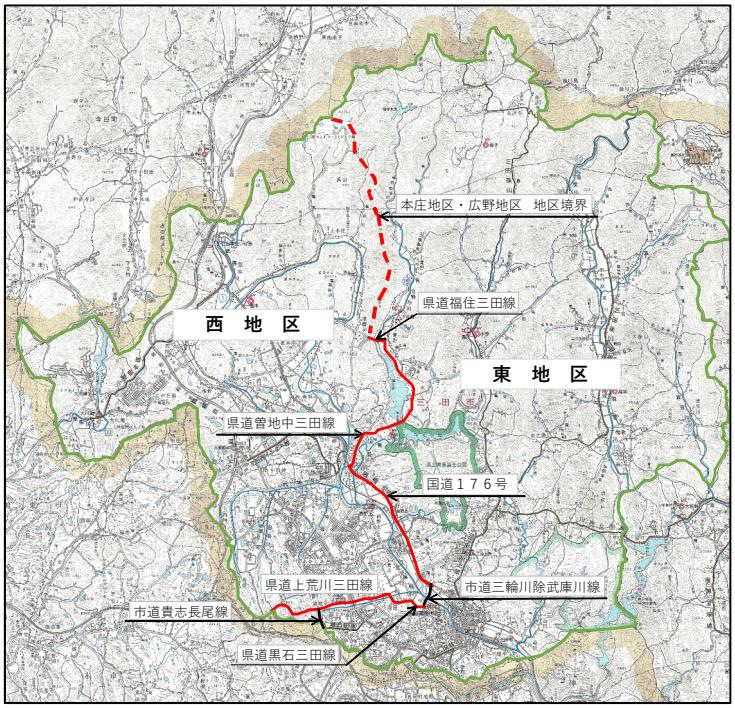
(2)　業務の目的

本市では、まちの成熟に伴い道路公園等インフラ施設の老朽化が進行する一方、人口減少・少子高齢化により本市のインフラ施設の維持管理に携わる担い手の不足・高齢化が懸念されるなど、インフラ施設における管理方法のあり方が課題となっている。この課題解決を図るため、本市では業務包括委託の検討を進めており、令和６年度より行っている道路・公園・環境パトロール業務の結果、施設異常等の通報への対応スピード向上が図られている。

本業務は、上記パトロール業務に、新たに定例的な施設清掃や小規模修繕等の業務を加え、民間事業者に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより、市民サービスの向上及び維持管理経費の抑制を図るとともに、将来にわたり安全・安心なインフラ施設の利用を可能にする、予防保全型管理を目指すものである。

(3)　業務内容

本事業は、下図に示すように市全域を「西地区」「東地区」の２地区に分割する。東地区の業務内容は別紙「道路・公園・環境パトロール等業務委託（東地区）　基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」に示すとおりとする。



(4)　特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

① 緊急時の体制確保について

緊急連絡体制や資機材確保、配置する人員・班編成、協力会社との連携など、夜間・休日・災害時等の平日昼間以外の緊急時における体制を提示すること。

② 経験やノウハウの還元について

本市が目指す「インフラ施設の予防保全型管理」の実現に向け、過去の業務経験等を踏まえ、三田市および市内企業との連携手法や地域住民の理解・協力を得るための手法や工夫等について提示すること。

(5)　履行期間

契約締結日から令和 12 年３月 31 日まで

（上記のうち契約締結日から令和９年３月 31 日までは業務準備期間）

２　予　算

委託料の限度額は別紙「基本仕様書」を参照のこと。

※参考見積書を提出する際は、委託料限度額を超えてはならない。

３　実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

４　日　程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内　　容	期　日　等
実施公告	令和８年 11 月４日(水)
質疑受付期限	令和８年 11 月 10 日(火) 16 時 30 分
質疑回答期日	令和８年 11 月 13 日(金)
参加資格審査申請書類の提出期限	令和８年 11 月 18 日(水) 16 時 30 分
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	令和８年 11 月 26 日(木)
技術提案書提出期限	令和８年 12 月 14 日(月) 16 時 30 分
技術提案書の審査（プレゼンテーション）	令和８年 12 月 18 日(金) 詳細別途通知
選定審査結果（特定・非特定）通知	プレゼンテーション後概ね１週間以内

５　参加資格

プロポーザルに参加できる者（以下「プロポーザル参加者」という）は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）（応募グループには、共同企業体、事業協同組合等を含む）であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

なお、本業務の実施が本業務以降に発注する本施設に係る業務委託等の参加資格に支障を与えることはないものとする。

【基本的要件】

(1)　三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

＜プロポーザル参加のための確認書類＞ ※追加資料の提供を求める場合があります。

①　代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）
②　法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その３の３） ※　滞納がないことが確認できること
③　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※　最新１年分の決算数値がわかるもの
④　印鑑登録証明書及び使用印鑑届（任意様式または資料①-1 の様式)）

(2)　市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5)　三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第９号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に該当しない者であること。

(6)　国税・県税・市税を滞納していないこと。

【その他要件】

(1)　応募企業又は応募グループの構成員のいずれかは、三田市内に本社又は本店を有するものであること。

(2)　過去 10 年間（平成 28 年度以降）に国または地方公共団体が発注した請負金額が２，０００万円以上（税込）の以下に示すいずれかについて、元請としての履行実績を有していること。

・土木一式工事（道路工事に係るもの）
・舗装工事
・植栽管理業務委託

(3)　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による土木工事業にかかる特定建設業または一般建設業の許可を有し、経営規模等評価結果通知書における「土木一式工事」の総合評定値が６８５点以上(有効期限が契約締結予定日まであること）であること。

(4)　夜間・休日・災害時など緊急対応が必要となる場合には、１時間以内に市内において対応可能な体制が構成できること。ただし大規模地震等により交通手段が遮断されている場合を除く。なお、再委託先の企業等により１時間以内に対応可能な体制を構成する場合も可とする。

(5)　統括責任者は、１級土木施工管理技士の資格を有するものを配置すること。

(6)　業務責任者は、各業務の特記仕様書に記載された資格を有するものを配置すること。

６　質疑・応答

(1)　提出方法

質問書（様式６）により、下記(3)のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(2)　提出期限

令和８年 11 月 10 日（火）　16 時 30 分必着

(3)　提　出　先

三田市都市整備部建設課

メールアドレス：kensetsu@city.sanda.lg.jp

(4)　回答方法

令和８年 11 月 13 日（金）　17 時までに三田市公式ホームページの当該ページに掲載する。

７　参加申込の手続き

(1)　提出書類

内　容	提出部数
①　参加表明書（様式１または様式１の２）	各１部
②　会社概要・業務実績（参加資格要件確認用）（様式２）	
③　業務実績（1 次審査用）（様式２の１）	
④　業務実施体制（様式３）	
⑤　業務予定者の経歴等（様式４）	
⑥　５(1)で示した書類（三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ）	

(2)　留意事項

・業務予定者（統括責任者、業務責任者、業務担当者）の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

・業務実施体制における兼務については、以下のとおりとする。

ア 統括責任者は、業務責任者を兼務することができる。

イ 統括責任者は、業務担当者を兼務することはできない。

ウ 業務責任者は、業務担当者を兼務することはできない。

エ 業務責任者は、複数の業務における業務責任者を兼務することができる。

オ 業務担当者は、複数の業務における業務担当者を兼務することができる。

・業務の一部を協力業者に再委託する場合は、業務実施体制（様式３）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。ただし、次に掲げる業務については、第三者に委託することはできない。

ア 統括責任者に係る業務

イ パトロール業務

・様式４については、様式３「業務実施体制」に記載した業務予定者ごとに作成すること。

(3)　提出期限

令和８年 11 月 18 日（水）　16 時 30 分必着

(4)　提出方法

持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く９時から 16 時 30 分までの間に持参すること）

(5)　提 出 先

「14　問合せ先」のとおり

８　参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

結果通知は、令和８年 11 月 26 日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

なお、参加資格を有する者が５者以上あった場合は、「11 審査基準等」の(1)技術提案書の提出者を選定するための基準（１次審査）に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として４者選定する。ただし、同評価の提出者が２者を超えて存在する場合は、プロポーザル審査会による協議により技術提案書提出者を選定する。

９　技術提案書の作成方法

(1)　提出書類

①　技術提案書（様式５）
②　実施方針・実施フロー・工程表（参考様式１）
③　特定テーマに対する技術提案（参考様式１）
④　参考見積書（様式任意）

(2)　提出部数

様式等	提出部数
① 技術提案書（様式５）	各 11 部 （正本１部、副本 10 部）
② 業務の実施方針・実施フロー・工程表（参考様式１）	
③ 特定テーマに対する技術提案（参考様式１）	
④ 参考見積書（任意様式）	１部

(3)　留意事項

・文字サイズは 10 ポイント以上とし、書体は見やすいものとすること。
・本要領「１業務概要」(4)に示した特定テーマに対する提示内容を具体的に記載すること。
・参考見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額（税込）を記載すること。

・提出書類は、表紙に社名及び押印された正本を 1 部、表紙を含む書類中に社名の記載がない副本を 10 部とすること。

(4) 提出期限

令和８年 12 月 14 日（月） 16 時 30 分必着

(5) 提出方法

持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。

郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(6) 提出先 「14 問合せ先」のとおり

10 技術提案書の審査（プレゼンテーション）

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 開 催 日

令和８年 12 月 18 日（金）

(2) 場 所

三田市本庁舎内会議室

(3) 開始時間

後日連絡する。

(4) 出 席 者

業務予定者を含め、３人までとする。

(5) そ の 他

・プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは市において用意する。

・プレゼンテーションは１者ごとに実施し、説明 15 分、質疑応答 15 分とする。

・プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。

11　審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。

なお、選定は、次の「（１）技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)」及び「（２）技術提案書を特定するための基準(二次審査)」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1)　技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
プロポーザル参加者の経験及び能力	業務履行実績 （様式２の１）	本業務を適切かつ円滑に実施できる十分な実績を有しているか。 ① 以下に示す 3 種類すべての業務実績を有する。 ② 以下に示す3種類のうち2種類の業務実績を有すること ③ 以下に示す3種類のうち1種類の業務実績を有する ＜業務の種類＞ ア　道路（または公園）パトロール業務委託 イ　清掃業務委託（JR 三田駅自由通路他清掃、側溝清掃・除草、桜づつみ修景施設他維持管理） ウ　道路修繕工事（橋梁修繕を除く）	①　5 点 ②　4 点 ③　3 点
統括責任者の経験及び能力	業務履行実績 （様式 4）	業務の統括的な責任者として、本業務を適切かつ円滑に統括できる十分な実績を有しているか。 ① 以下に示す 3 種類すべての業務実績を有する。 ② 以下に示す3種類のうち2種類の業務実績を有すること ③ 以下に示す3種類のうち1種類の業務実績を有する ＜業務の種類＞ ア　道路（または公園）パトロール業務委託 イ　清掃業務委託（JR 三田駅自由通路他清掃、側溝清掃・除草、桜づつみ修景施設他維持管理） ウ　道路修繕工事（橋梁修繕を除く）	①　5 点 ②　4 点 ③　3 点
業務実施体制	業務の推進体制 （様式 3、様式 4）	各業務の業務責任者を補佐する業務担当者について、豊富な経験や資格を有する技術者を複数配置するなど、業務を実施するにあたって万全の体制として期待できるか。	10 点

(2)　技術提案書を特定するための基準（二次審査）

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
実施方針・工程表	業務理解度	本業務の目的、趣旨を理解し、目的達成に必要な事項が具体的に示された実施方針(基本姿勢)となっているか。 （目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。）	10 点
	工程計画	工程が目標達成に向けて明確であり、年間工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10 点
プレゼンテーション	業務予定者の説明	理解しやすい資料構成になっているか。業務予定者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。	５点
	取組意欲	業務予定者の質問に対する受け答えは適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	５点
特定テーマに対する技術提案	テーマ① 緊急時の体制確保について	業務を適切かつ円滑に実施できる必要な人員及び実施体制であり、緊急時においても迅速かつ確実な対応が期待できるか。	20 点
	テーマ② 経験やノウハウの還元について	地元企業としての知識・ノウハウを活かし、市民・地域住民との良好な関係形成やインフラの予防保全管理の手法について、提案に説得力や裏付けがあり、提案内容が具体的である場合、優位に評価する。	20 点
見積書	見積金額	最低見積金額÷貴社見積金額×10 点とする。 ※見積金額は、参考見積書に記載された 3 箇年分の委託料合計額（税込）とする。	10 点

① なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

イ ２次審査評価点の合計得点が高い者

ロ 「特定テーマ（①②)」に対する技術提案の得点が高い者

ハ 参考見積書の金額が低い者

ニ プロポーザル審査会による協議　等、

② 評価点の合計点数が満点の６割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。

③　審査対象者が１者であった場合でも審査を行う。

12　技術提案書審査・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを１者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、書面により通知する。

なお、同日に審査予定の西地区にも応募し、東西両地区で最も点数が高くなった場合は、西地区、東地区の順に受注候補者となり、原則複数地区を受注することはできない。ただし、一つの地区に他の受注候補者がおらず、評価点が水準を満たしている場合は、市は受注候補者に東西両地区の業務を遂行できるかヒアリング等を行い、その結果、業務遂行可能と判断した場合は、両地区を受注できるものとする。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

13　その他留意事項

(1)　手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。

(3)　技術提案書の提出は１者につき１案とする。

(4)　提出されたすべての書類の返却は行わない。

(5)　提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、プレゼンテーション当日の資料配布は不可とする。なお、記載した業務予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの了解を得なければならない。

(6)　随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。

(7)　次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

・参加資格要件を満たしていない場合

・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合

・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

(8)　特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書及び業務計画書に適切に反映するものとする。

(9)　契約締結にあたっては、契約金額の 100 分の 3 以上の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(10)　技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14　問合せ先

〒６６９－１５９５　三田市三輪２丁目１番１号

三田市都市整備部建設課計画係（本庁舎５階）

ＴＥＬ：０７９－５５９－５１０８　　E-mail：kensetsu@city.sanda.lg.jp